

6. 14. 伝統的工芸品産業振興法に基づく製造協同組合等が設置する共同施設に係る事業所税の非課税措置  
附則へ移行（2年）。

6. 15. 石油パイプライン事業の用に供する施設に係る事業所税の非課税措置  
附則へ移行（2年）。

6. 16. 下請中小企業法に基づく共同利用施設に係る事業所税の非課税措置  
附則へ移行（2年）。

6. 17. 中小小売商業振興法に基づく高度化事業の用に供する施設に係る事業所税の非課税措置  
附則へ移行（2年）。

6. 18. 中小小売商業者が都市再開発事業の施行者から譲渡を受けた高度化事業の用に供する施設に係る事業所税の非課税措置  
廃止。

6. 19. 中小小売商業者が都市再開発の施行者から譲渡を受けた高度化事業のように供する保留床に係る事業所税の非課税措置  
廃止。

6. 20. 日本開発銀行等から貸付を受けて設置する総合的流通業務施設に係る事業所税の課税標準の特例措置  
流通業務施設のうち、中小小売商業振興法に基づく倉庫を除外。

6. 21. 地域振興整備公団が造成した土地の譲渡を受けて設置される事業所等の用に供する施設に係る事業所税の課税標準の特例措置  
附則へ移行（2年）。

平成8年度

## 1. 経済構造改革の加速化

### 1. 1. 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の改正に伴う税制措置

(1) 同法に規定する特定施設に係る特別償却制度の適用期限を延長（2年）。ただし、次の見直し。

- ① 特別償却率を引下げ（12%→10%）。
- ② 対象設備を見直し（大規模スタジアム、エコポートを追加等）
- ③ 適用要件を見直し

(2) 同法に規定する特定施設に係る次の税制措置の適用期限を延長（2年）。

- ① 不動産取得税の課税標準の特例措置
- ② 固定資産税の課税標準の特例措置
- ③ 特別土地保有税の非課税措置
- ④ 事業所税の新增設に係る非課税措置及び資産割に係る課税標準の特例措置

(3) 同法に規定する特定施設である多極分散型国土形成促進法の中核的民間施設に対する次の税制措置に係る施設規模要件の緩和措置の適用期限を延長（2年）。

- ① 特別償却制度
- ② 特別土地保有税の非課税措置
- ③ 事業所税の新增設に係る非課税措置及び資産割に係る課税標準の特例措置

### 1. 2. 鉱工業技術研究組合の試験研究用償却資産に係る特例措置

固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を延長（3年）。ただし、次の見直し。

- (1) 軽減率を引下げ（5/6→9/10）
- (2) 取得価額要件を引上げ（200万円→240万円）

### 1. 3. ベンチャー企業関連税制の創設

(1) 特定新規事業実施円滑化臨時措置法に規定する実施計画の認定事業者（中小企業者に限る）の欠損金の繰越期間の特例措置を創設。（5年間→7年間）

(2) ベンチャー企業の株式利用型成功払い報酬制度（ストックオプション制度）導入円滑化税制を創設（「特定新規事業実施円滑化臨時措置法」の認定事業者が、同法に基づきストックオプション制度を導入した場合、一定の要件の下で、権利行使時点で生じた経済的利益については所得課税は行わず、株式売却時点において売却価額と権利行使価額の差額について26%の譲渡益課税を適用する特例措置）。

### 1. 4. コマーシャル・ペーパーに係る印紙税等の特例措置

(1) 次の見直し。

- ① 振出人の上場会社等要件を撤廃
- ② 償還期間制限を延長（9ヶ月以内→1年未満）
- ③ 適用対象に一定以上の格付けを取得しているCP及び特定債権等に係る事業の規制に関する法律第3条の届出をしているリース・クレジット債権を裏付けとするアセットバックトCPを追加

### 1. 5. 商品取引責任準備金制度 経過措置を講じた上で、廃止。

### 1. 6. 輸入の促進及び対内投資事業者の円滑化に関

する臨時措置法関連税制

- (1) 輸入促進地域（FAZ）関連税制の創設。
  - ① 同法に規定する輸入促進地域内の特定地区に立地する輸入関連事業者が取得する一定の建物及び機械装置の特別償却制度
  - ② 特別土地保有税の非課税措置
    - (2) 同法に規定する特定対内投資事業者に係る欠損金の繰越期間の特例措置。
      - ① 適用期限を延長（2年）
      - ② 対象となる欠損金の範囲を拡大（法人設立後5年間（現行3年間）において生じた欠損金）

1. 7. 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法に基づく税制措置

- (1) 商業施設等の特別償却制度
  - ① 適用期限を延長
  - ② 中心市街地活性化型の基盤施設を追加
    - (2) 次の税制措置に中心市街地活性化型の基盤施設を追加
      - ① 特別土地保有税の非課税措置
      - ② 事業所税の新增設に係る非課税措置及び資産割に係る課税標準の特例措置

1. 8. 高度技術工業集積地域（テクノポリス地域）における税制措置

- (1) 高度技術工業用設備の特別償却制度の計画承認後の適用期限を延長（2年）。ただし、次の見直し。
  - ① 12年超14年以内の特別償却率を引下げ（機械14%→12%、建物7%→6%）
  - ② 対象業種を15業種削除
    - (2) 工場用又は研究用建物の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置の計画承認後の適用期間を延長（2年）。ただし、次の見直し。
      - ① 取得価額要件を引上げ（7億円超→9億円）
      - ② 対象業種を15業種削除

1. 9. 特定事業集積促進地域における税制措置

- (1) 特定事業用資産の特別償却制度の適用期限を延長（2年）。ただし、次の見直し。
  - ① 7年超9年以内の特別償却率を引下げ（機械20%→16%、建物10%→8%）
  - ② 対象業種を9業種削除
    - (2) 特定事業の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置の計画承認後の適用期間を延長（2年）。ただし、対象業種3業種削除。
    - (3) 特定事業の用に供する施設に対する事業所税の新增設に係る非課税措置を経過措置を講じた上で廃止。

1. 10. 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の

再配置の促進に関する法律に基づく税制措置

- (1) 産業業務施設の特別償却制度の適用期限を延長（2年）。ただし、3年超5年以内の特別償却率を引下げ（12%→11%）。
  - (2) 産業業務施設の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置適用期限を延長（2年）。
  - (3) 教養文化施設等に係る次の税制措置の適用期限を延長。ただし、取得価額要件を引上げ（1億円超→2億円超）。
    - ① 特別土地保有税の非課税措置
    - ② 事業所税の新增設に係る非課税措置及び資産割に係る課税標準の特例措置

1. 11. 農村地域工業等導入地域における税制措置

- (1) 工業機械等の特別償却制度の適用期限及び適用期間を延長（2年）。ただし、特別償却率を引下げ。（機械14%→12%、建物7%→6%）。
  - (2) 新增設された工場等の敷地の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置の適用期限を延長（2年）。ただし、取得価額要件を引上げ（2,400万円超→2,600万円超）。

1. 12. 大阪湾得臨海地域開発整備法に基づく税制措置

- 同法に規定する大阪湾臨海地域の開発地区において整備される中核的施設等に係る次の税制措置の適用期限を延長（2年）。
- (1) 特別土地保有税の非課税措置
  - (2) 事業所税の新增設に係る非課税措置及び資産割に係る課税標準の特例措置

1. 13. 総合保養地域整備法に基づく税制措置

- (1) 同法に規定する特定民間施設の用に供する土地に対する特別土地保有税の非課税措置の適用期限を延長する（2年）。ただし、取得価額要件を引上げ（1億円超→2億円超）。
  - (2) 同法に規定する特定民間施設に対する事業所税の新增設に係る非課税措置及び資産割に係る課税標準の特例措置について、取得価額要件を引上げ（1億円超→2億円超）。
  - (3) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例制度適用期限を延長（5年、ただし、国内にある長期保有資産の譲渡関連は1年）。ただし、次の見直し。
    - ① 電気事業法、ガス事業法関連を廃止
    - ② 繊維産業構造改善臨時措置法、中小企業近代化促進法関連に業種比率を導入

1. 14. 土地等の譲渡等がある場合の特別税率のる不適用措置（環境事業団及び地域振興整備公団関連）

適用期限を延長（5年）。

1. 15. 優良住宅地の造成等のために土地等譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置（環境事業団及び地域振興整備公団関連）

適用期限を延長（5年）。

1. 16. 優良住宅地造成事業等のために土地譲渡した場合の所得の特別控除制度

適用対象に特定商業集積の類型に中心市街地活性化型を追加。

1. 17. 新規創業や新たな事業分野への開拓に取り組む中小企業者の支援

創造的事業活動を行う中小企業者を支援する財団等の基金造成のための負担金を特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例措置に追加。

1. 18. 特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法に規定する特定中小企業者に対する欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用除外措置

適用期限を延長（2年）。

1. 19. 中小企業新技術体化投資促進税制（メカトロ税制）

- (1) 適用期限を延長（2年）。
- (2) 対象設備を見直し。

1. 20. 集団化等高度化事業関係税制

(1) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、中小企業事業団から資金の貸付等を受けて行う集団化事業等について、当該事業に係る中小企業者の範囲等の拡充。

(2) 誘致区域の外から内への買換え特例のうち、中小企業事業団の高度化事業により設置される工場等の施設に係る一の団地の区域等への買換えについて、集団化事業等に係る中小企業者の範囲等を拡充。

(3) 中小企業事業団から集団化等のために融資を受けて事業協同組合等が取得した土地又は建物を組合員等に再譲渡する場合における登録免許税の軽減措置（経過措置を含む。）の適用期限を延長（2年）するとともに、集団化事業等に係る中小企業者の範囲等を拡充。

(4) 中小企業事業団からの資金の貸付等を受けて取得する中小企業構造の高度化事業の用に供する共同利用施設等に係る不動産取得税、固定資産税、特別土地

保有税及び事業所税の非課税措置について、次の措置を講ずる。

- ① 店舗等集団化事業、小規模企業集団化事業及び小売商業等商店街近代化事業の参加人数要件を緩和
- ② 集団化事業、工場共同化事業及び施設共同利用事業に参加する情報サービス業に属する中小企業者の範囲を拡充

ただし、不動産取得税の課税標準の特例措置について、価格から控除すべき額に係る特例加算措置を廃止。

(5) 公益法人が中小企業事業団から資金の貸付を受けて取得する地域産業創造基盤整備事業の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を延長（2年）。

(6) 公益法人が地域産業創造基盤整備センター等において中小企業事業団の資金の貸付を受けて取得する中小企業者の共同利用に供する機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を延長（2年）。ただし、取得価額要件を引上げ（220万円→240万円）

1. 21. 創業中小企業投資損失準備金制度

適用期限を延長（2年）。ただし、積立率を引下げ（20%→18%）。

1. 22. 中小企業の貸倒引当金の特例制度

適用期限を延長（2年）。

1. 23. 事業協同組合等が環境事業団から譲渡を受けた土地を組合員等に再譲渡する場合の登録免許税の軽減措置

適用期限を延長（2年）。

1. 24. 事業協同組合等が中小企業者の集団化等のために有する土地等の地価税の非課税措置

集団化事業等に係る中小企業者の範囲等を拡充。ただし、経過規定を廃止。

1. 25. 事業協同組合等が環境事業団から譲渡を受けた産業公害を防止するための集団設置建物に係る特例措置

- (1) 不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止。
- (2) 事業所税の資産割に係る非課税措置の適用期限を延長（2年）。

1. 26. 特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法関係税制措置

同法に規定する中小企業者が進出計画に従って行う特定分野への進出後の事業等の用に供する施設に対する事業所税の新增設に係る非課税措置の適用期

限を延長（2年）。ただし、資産割に係る課税標準の特例措置を廃止。

### 1. 27. 中小企業流通業務効率化促進法関係税制措置

同法に規定する認定組合が実施する流通業務効率化事業の用に供する施設に対する事業所税の新增設に係る非課税措置の適用期限を延長（2年）。ただし、資産割に係る課税標準の特例措置を廃止。

### 1. 28. 中小小売商業振興法関係税制措置

(1) 特定住宅造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、同法の認定を受けた高度化事業計画に基づく高度化事業について、空き店舗を活用する店舗等集団化事業の参加人数要件を緩和。

(2) 同法に規定する高度化事業計画に基づき設置された共同施設等の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置及び事業所税の非課税措置の対象となる商店街整備事業及び店舗等集団化事業に係る人数要件を緩和。

(3) 同法に規定する商店街整備等支援計画に基づき設置される公衆の利便を図るための施設に対する事業所税の新增設に係る非課税措置の適用期限を延長（2年）。ただし、資産割に係る課税標準の特例措置を廃止。

(4) 同法に規定する商店街整備等支援計画に基づき設置される共同店舗等に対する事業所税の新增設に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長（2年）。

### 1. 29. 繊維産業構造改善臨時措置法関係税制措置

(1) 同法に規定する構造改善事業計画又は構造改善円滑化計画を実施する特定組合等が取得した試験研究用の機械設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を延長（3年）。ただし、取得価額要件を引上げ（220万円→240万円）。

(2) 同法に規定する構造改善事業計画又は構造改善円滑化計画を実施する特定組合等が設置する構造改善等用共同施設に対する事業所の非課税措置の適用期限を延長（2年）。

## 2. 国際的課題への責任ある対応

### 2. 1. 一般投資及び大規模経済協力合併事業に係る海外投資等損失準備金制度

適用期限を延長（2年）。ただし、積立率の見直し（特定海外事業（特定投資）法人 15%→12%、特定産業振興事業（投資）法人 18%→12%、特定海外経済協力事業（投資）法人 18%→16%）。

### 2. 2. エネルギー需給構造改革投資促進税制

（エネ革税制）

- (1) 適用期限を延長（2年）。
- (2) 電気事業法に規定する卸供給事業者を対象に追加。
- (3) 対象設備の見直し。

### 2. 3. 特別修繕引当金

適用対象に石油の貯蔵の用に供する貯油槽（1万キロリットル以上のものに限る。）に係る保安に関する検査に伴う修繕費を追加。

### 2. 4. 石油化学製品の製造のために消費される揮発油にかかる揮発油税及び地方道路税の免税等の対象となる石油化学製品

適用対象に次のものを追加当。

- (1) イソヘキサンの定義の見直し
- (2) シクロペンタン
- (3) ガス事業法に基づく大口ガス事業用として製造するガス

### 2. 5. ガス熱量変更準備金制度

適用期限を延長（2年）。

### 2. 6. 稼行炭鉱地域における工業機械等の特別償却制度

適用期限を延長（2年）。ただし、特別償却率を引下げ（機械 20%→18%、建物 10%→9%）

### 2. 7. 資源探鉱及び資源開発に係る海外投資等損失準備金制度

適用期限を延長（2年）。

### 2. 8. 海洋油田・ガス田廃鉱準備金制度

適用期限を延長（2年）。

### 2. 9. 石油化学製品等製造用輸入ナフサ等の石油税免税措置

適用期限を延長（2年）。

### 2. 10. 石油化学製品製造用国産ナフサ及び農林漁業用国産A重油の石油税還付措置

適用期限を延長（2年）。

### 2. 11. 電線類の地中化設備に係る税制措置

- (1) 特別償却制度の適用期限を延長（2年）。ただし、特別償却率を引下げ（10%→9%）。
- (2) 固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を延長（3年）。ただし、軽減率の引下げ（先行的地中化

5/6→7/8)。

### 3. 安全で豊かさを実感できる生活の実現

#### 3. 1. リサイクル関係税制

(1) リサイクル推進基盤強化税制を創設(リサイクル促進に著しく資する設備に係る25%特別償却制度)。

(2) 再商品化に必要な施設に係る事業所税の特例措置を創設。

① 再商品化義務を課せられた特定事業者及び指定法人の再商品化の用に供する施設について、新增設及び資産割に係る課税標準の特例措置(3/4控除)

② 再商品化義務を課せられた特定事業者及び指定法人から委託を受けて再商品化に必要な行為を業として行う者が再商品化のように供する施設について、新增設、資産割(3/4控除)、従業者割(1/2控除)に係る課税標準の特例措置

#### 3. 2. 廃棄物再生処理用設備に係る税制措置

(1) 特別償却制度の適用期限を延長(2年)。ただし、対象設備を見直し。

(2) 固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を延長(3年)。ただし、対象設備を見直し。

#### 3. 3. 公害防止用設備に係る税制措置

(1) 特別償却制度の適用期限を延長(2年)。ただし、対象設備を見直し。

(2) 固定資産税の非課税措置を経過措置を講じた上で廃止し、課税標準の特例措置(1/6)へ移行

(3) 固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を延長(2年)。ただし、対象設備を見直し。

#### 3. 4. 金属鉱害防止準備金制度

適用期限を延長(2年)。

#### 3. 5. 脱特定物質対応型設備に係る税制措置

固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を延長(2年)。ただし、次の見直し。

(1) 軽減率の見直し(2/3→3/4)。

(2) 取得価額要件を引上げ(200万円→240万円)

#### 3. 6. 軽油深度脱硫設備に係る税制措置

固定資産税の課税標準の特例措置を経過措置を講じた上で、廃止。

#### 3. 7. 平成9年排出ガス規制に係る税制措置

平成9年排出ガス規制適合車を次の期間に取得した場合に自動車取得税の軽減措置を講ずる。

(1) 平成8.4.1～平成9.9.30の取得

通常税率(自家用5%、営業用3%)の1%軽減

(2) 平成9.10.1～平成10.12.31の取得

通常税率の0.1%軽減

#### 3. 8. 低公害車の取得にかかる税制措置

低公害車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、エネルギー回生型ハイブリッド自動車)の取得に係る自動車取得税の軽減率を拡充(2.2%→2.4%)。

#### 3. 9. 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(NOX法)の特定自動車排出基準適合車への買換えに係る税制措置

自動車取得税の税率の特例措置の対象となる取得対象車の見直し及び平成9年排出ガス適合車を追加。

### 4. その他

#### 4. 1. 法改正に伴う税制上の規定の整備

(1) 高圧ガス取締法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の改正関係

① 地価税の課税価格の計算の特例措置

(2) 新エネルギー・産業技術総合開発機構(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律)と石炭鉱害事業団(石炭鉱害賠償等臨時措置法)の統合関連。

#### 4. 2. 個人住民税

個人住民税均等割の税率を引上げ。

(1) 人口50万以上の市

年額3,000円(現行2,500円)

(2) 人口5万以上50万未満の市

年額2,500円(現行2,000円)

(3) その他の市町村

年額2,000円(現行1,500円)

(4) 道府県

年額1,000円(現行700円)

### 5. 懸案事項

#### 5. 1. 特別減税(所得税・個人住民税)

平成8年度においても継続実施。

#### 5. 2. 土地保有税

##### (1) 地価税

① 税率を引下げ(0.3%→0.15%)。

② 基本控除(定額控除)を引下げ。

(イ) 資本金1億円超10億円以下の法人  
(10億円→8億円)

(ロ) 資本金10億円超法人

(10億円→5億円)

## (2) 固定資産税・都市計画税

平成8年度分の固定資産税・都市計画税について、緊急臨時の措置として、宅地等に係る負担調整率を引下げ。

現行	→	平成8年度
1.05	→	1.025
1.075	→	1.05
1.1	→	1.075
1.15	→	1.1
1.2	→	1.15
1.25	→	1.2

## 5. 3. 土地譲渡益課税

### (1) 法人

- ① 長期（5年超）譲渡所得に対する追加課税制度の税率引下げ（10%追加課税→5%追加課税）。
- ② 短期（5年以下）譲渡所得に対する追加課税制度の税率引下げ（20%追加課税→10%追加課税）。
- ③ 超短期（2年以下）譲渡所得に対する追加課税制度の税率引下げ（30%追加課税→15%追加課税）。

### (2) 個人

- ① 長期譲渡所得の見直し
  - (イ) 現行：特別控除後の譲渡益 4,000 万円以下の部分 32.5%（所得 25%、住民 7.5%）  
改正後：特別控除後の譲渡益 4,000 万円以下の部分 26%（所得 20%、住民 6%）
  - (ロ) 現行：特別控除後の譲渡益 4,000 万円超の部分 39%（所得 30%、住民 9%）  
改正後：特別控除後の譲渡益 4,000 万円超 8,000 万円以下の部分 32.5%（所得 25%、住民 7.5%）
  - (ハ) 改正後：特別控除後の譲渡益 8,000 万円超の部分 39%（所得 30%、住民 9%）

## 5. 4. 土地取得課税

### (1) 登録免許税

土地の登記に係る登録免許税について、課税標準を60%減額する現在の負担軽減率を平成8年度においても継続。

### (2) 不動産取得税

宅地等の取得が平成8年中に行われた場合には、課税標準の価格を1/2に軽減。

## 5. 5. 有価証券取引税

平成8.4.1～平成10.3.31までの措置として、株券等の第二種取引（投資家による譲渡）に係る税率を引下げ（0.3%→0.21%）。

## 5. 6. 公益法人課税の適正化等

- (1) 公益法人等の寄付金の損金算入限度額を、学校法

人等及び社会福祉法人を除き、引下げ（所得金額の27%→20%）。

(2) 収益事業を営まない公益法人等についても小規模法人（年間収入5,000万円以下の法人）を除き、収支計算書を所轄税務署に提出する制度を導入。

(3) 政党、地縁団体等の寄付金の損金算入限度額を所得金額の2.5%とする。

## 6. 税制改正要望にない改正項目

6. 1. 原子力発電施設解体準備金制度経過措置を講じた上で、積立限度額を見直し。

6. 2. 最低資本金を満たすまでの利益等の資本組入れに係るみなし配当の非課税措置、有限会社の最低資本金を満たすまでの資本増加に係る出資の払い込みに充てる利益の配当の非課税措置及び商法等の一部改正に伴う株式会社等の増資登記等の税率の軽減措置廃止。

6. 3. 中小企業近代化促進法の規定による承認に係る登記に対する登録免許税の税率の軽減措置廃止。

6. 4. 事業協同組合等が中小企業事業団から資金の貸付等を受けて高度化事業の用に供する施設を取得した場合の不動産取得税の課税標準の特例措置特例措置の対象から企業組合を削除。

## 6. 5. 個人事業税

白色申告者の事業専従者控除額を次のとおり引上げ

- (1) 配偶者である事業専従者 80万円→86万円
- (2) 配偶者以外の事業専従者 47万円→50万円

6. 6. 地場産業振興センター又は工芸コミュニティセンターに係る不動産取得税の軽減措置(内かん)廃止。

6. 7. 中小企業等協同組合等が経営する病院及び診療所の用に供する不動産等に係る非課税措置

- (1) 不動産取得税の非課税措置の対象を事業協同組合、商工組合、信用協同組合に限定。
- (2) 固定資産税の非課税措置の対象を事業協同組合、商工組合、信用協同組合に限定。

6. 8. 高圧ガス保安協会が業務の用に供する不動産等に係る非課税措置

不動産取得税及び固定資産税の非課税措置の対象を国からの委託を受けて行う事業の用に供するものに限定。

**6. 9. 公共の危害防止のために設置する障壁等に係る固定資産税の非課税措置**

高圧ガス取締法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による許可を受けた者が設置するものを非課税措置から課税標準の特例措置（平成8.1.2～平成10.3.31の間に取得したもの（1/3）へ移行。

**6. 10. 電気供給業者等の送変電施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置**

(1) 電気の供給を業とする者が用に供するものについては、対象者を電気事業法の一般電気事業者及び卸電気事業者に限定した上で、変電所の用に供する資産について、軽減率を引下げ（1/3、2/3→2/5、4/5）。

(2) 物品の製造、鉱物の採掘を業とする者が用に供するものについては、軽減率を引下げ（1/2、3/4→2/3、4/5）た上で、附則（適用期間平成7.1.2～平成10.3.31）へ移行。

**6. 11. ガス事業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置**

対象設備の見直し（排送機、汽かん設備を削除）。

**6. 12. 熱供給事業の用に供する土地及び償却資産に係る特例措置**

(1) 償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の対象から燃料貯蔵設備、燃料輸送設備を削除。

(2) 土地に係る特別土地保有税の非課税措置を廃止。

**6. 13. 中小企業協同組合等が取得した農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置**

取得価額要件を引上げ（220万円→240万円）

**6. 14. 地場産業振興センター等の用に供する不動産等に係る特例措置**

(1) 地場産業振興センター等の事業の用に供する家屋に係る不動産取得税の軽減措置を廃止。

(2) 地場産業振興センター等の事業の用に供する一定の機械及び装置に係る固定資産税の軽減措置の廃止。

(3) 地場産業振興センター等の事業の用に供する土地に係る特別土地保有税の課税免除措置の廃止。

**6. 15. 水資源開発公団が事業の用に供する固定資産に係る非課税措置**

取水施設、貯水施設等の用に供する土地を非課税から課税標準の特例措置（1/6）に移行。

6. 16. 旧特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法による承認に係る存続法人等が取得し保有する土地に係る特別土地保有税の非課税措置廃止。

**6. 17. 事業活動によって生ずる鉱害の防止のための施設に対する新增設及び資産割に係る事業所税の非課税措置**

非課税措置から課税標準の特例措置（3/4控除）へ移行。

6. 18. 路外駐車場に係る事業所税の非課税措置対象を都市計画において定められた都市計画駐車場当に限定。

**6. 19. 特定の国際的な博覧会の開催に伴う特例措置**

- (1) 世界都市博覧会出典準備金を廃止。
- (2) 法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、事業所税に係る非課税措置を廃止。

**平成9年度**

**1. 知的創造立国に向けた経済構造改革**

**1. 1. 試験研究費の額が増加した場合等の税額の特別控除制度**

適用期限を延長（2年）

**1. 2. 基盤技術研究開発促進税制**

適用期限を延長（2年）ただし、次の見直し

- (1) 対象設備の見直し
- (2) 基盤技術開発研究用資産に係る法人住民税の特例措置を延長（2年）

**1. 3. 中小企業技術基盤強化税制**

- (1) 適用期限を延長（2年）
- (2) 中小企業者の試験研究費に係る法人住民税の特例措置を延長（2年）

**1. 4. 特別試験研究促進税制**

適用期限を延長（2年）ただし、次の見直し

- (1) 「省エネ・リサイクル支援法」に基づく適用対象技術の見直し
- (2) 税額控除の対象として、大学等と共同して行う試験研究費のうち企業が自社内で行う研究にかかる費用を大学等が支出する費用の3倍までの範囲内で6%控除

**1. 5. 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却制度**

適用期限を延長（2年）